

みやぎ税務会計事務所通信

《 2020年5月 》



税務の話題

「新型コロナウイルス感染症」に関する 事業者向けの支援策について【第2回】

4月上旬の「緊急事態宣言」発令後、皆さまのお仕事はいかがでしょう。私たちも、連日、お客さまからのお問い合わせをいただいております。業界を問わず、影響を受けている方が徐々に増えてきているように感じます。現在発表されている情報のうち、多くの皆さまに近い情報をお届けいたします。

必ずチェックしたい支援策！

「持続化給付金」

★給付額

法人は 200 万円 個人事業者は 100 万円 ※上限：昨年 1 年間の売上からの減少分

★計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

対象期間は、2020年1月～12月。

つまり、今年1年間のうち、前年同月売上の50%以下となる月が1ヶ月でもあれば、給付申請の対象となります。

本当は「無い」≡影響を受けていない方が良いことなのですが、少し、意識はしておきたいところです。



★申請に必要な情報

- ・法人番号 → サイトですぐに確認ができます！
- ・通帳の写し → 表面と通帳を開いたページ（電子通帳の場合は画面のコピー）
- ・身分証明書の写し（個人事業の方のみ）
- ・2019年の確定申告書類の控え → 弊所にご依頼いただいていたお客さまは、すぐにご準備できます。
- ・減収月の額を示した帳簿等 → 顧問契約をいただいているお客さまについては、早急に対応いたします。ご相談ください。

★申請方法と給付時期

申請方法：Web申請

給付時期：申請後、2週間程度。（銀行口座への振込）

補正予算成立の翌日に、
ホームページが開設予定。
詳細については、
別紙をご確認ください！

さまざまな支援策が出ていますが、こちらは法人・個人問わず、多くの事業者さまが対象になるものと思われます。ご不明な点は、お問い合わせください。